

玉掛け技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安第22号）登録有効期間令和11年3月30日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法第61条、同施行令第20条第16号、クレーン等安全規則第221条により、吊り上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務には、玉掛け技能講習修了の資格が必要です。多数受講くださいますようご案内申し上げます。

講習日程

講習日は、概ね3か月前に決まり次第○の欄の月に記載いたします

★第4回

学科 2月 18日(水) 全員 8:50-17:00
2月 19日(木) 19H コース 8:50-16:10
15H コース 12:50-16:10
実技 2月 21日(土) 学科試験合格者 8:30-17:55

講習日程		2月
学科	1日目 8:50-17:00	18日(水)
	2日目 19H コース 8:50-16:10 15H コース 12:50-16:10	19日(木)
実技	1日 8:20-17:55	2月21日(土)
学科講習会場		神戸東労働基準協会
実技講習会場		(株)神戸製鋼所神戸線条工場

講習会場案内

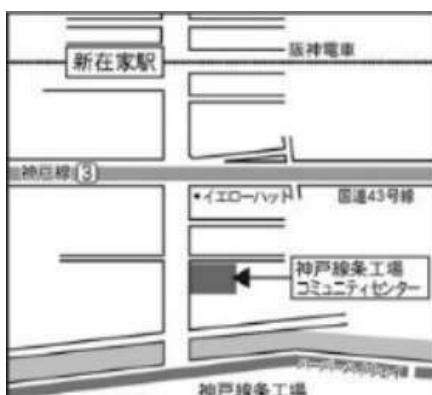
学科講習会場※講習日程により、学科会場は

異なりますのでご確認ください。

(株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニケーションセンター

神戸東労働基準協会

神戸市灘区浜田町 4-1
JR「六甲道駅」より南へ
徒歩約 15 分
阪神「新在家駅」より
南へ徒歩 7 分



実技：(株)神戸製鋼所神戸線条工場 神戸市灘区灘近東町2 (詳細は、学科の際にお伝えします)

※ 講習会場には公共交通機関でお越し下さい（自転車、単車、自動車等の駐車場所はありません）

受講資格と料金請求書等は web 予約システムマイページよりダウンロードください。

受講コース	受講資格	免除科目		合計	受講料	テキスト
19H コース	特になし	力学	なし	27,830 円	26,400 円	内訳 1,430 円 24,200 円
15H コース	免許所持者:クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置 技能講習の修了者:床上操作式クレーン、小型移動式クレーン		受講申込時に 資格証を貼付	25,630 円	24,200 円	

※「玉掛け実務経験者等の免除」および「実技講習における合図免除」の取扱いはしておりません

受講料は、申込日から15~20日以内をメドに下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい。

振込口座 みなと銀行三宮支店普通口座 1756989 シャ) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所

定員

20名 締切講習会初日の10日前ただし、定員になりましたら締め切ります

受講時準備品

受付：受講票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カード等)

15H コース受講者は、免除対象の資格証、

学科：筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓(スマホ等の電卓機能は使用不可) 昼食等、

実技：筆記用具（鉛筆、消しゴム）、ヘルメット、長袖作業服上下、安全靴、脚絆（きやはん）、保護メガネ、手袋、印鑑

申込方法及び注意事項

受講申込みは、神戸東労働基準協会のホームページ [兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム](#) から、お申込ください。

注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい。

- 修了証発行のため、受講者の顔写真を貼付下さい⇒写真データ(ファイル形式 jpg)
申請前 6 か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真修了証に使用しますので、証明写真に準じるものをおアップロードください（満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可）
- 15H コース申請者は、受講資格確認のため、免除対象の資格証明書をアップロードください
- 納入された受講料等は返金できませんが、受講者の変更は可能なので、講習 5 日前迄にお申し出ください
- 遅刻・早退は法廷時間不足のため、修了証の交付はできません
- 各受講者の個人情報は当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外に使用致しません

カリキュラム

	時間	講習科目	規定時間数	受講対象		時間	講習科目	規定時間数	
学科 1 日 目	8:30~8:50	受付け		19H コース 及び 15H コース	実技 学科 試験 合格者 (1) 日	8:00~8:20	受付け		
	8:50~9:00	オリエンテーション				8:20~8:30	オリエンテーション		
	9:00~10:30	クレーン等の玉掛けの方法	1.5H			8:30~9:00	質量目測及び用具の選定講義	0.5H	
	10:30~10:40	休憩				9:00~9:30	質量目測及び用具の選定試験	0.5H	
	10:40~12:10	クレーン等の玉掛けの方法	1.5H			9:30~10:30	合図の方法（運転のための合図）	1H	
	12:10~12:50	昼食		19H コース		10:30~10:35	休憩		
	12:50~14:50	クレーン等の玉掛けの方法	2H			10:35~11:35	クレーン等の玉掛け（基本作業）	1H	
	14:50~15:00	休憩				11:35~12:35	クレーン等の玉掛け（応用作業）	1H	
	15:00~17:00	クレーン等の玉掛けの方法	2H			12:35~13:15	昼食		
	8:30~8:50	受付け				13:15~14:45	クレーン等の玉掛け（応用作業）	1.5H	
学科 2 日 目	8:50~9:00	オリエンテーション		19H コース		14:45~14:50	休憩		
	9:00~10:30	クレーン等の玉掛けに必要な力学	1.5H			14:50~16:50	クレーン等の玉掛け（応用作業）	2H	
	10:30~10:40	休憩				16:50~16:55	休憩		
	10:40~12:10	クレーン等の玉掛けに必要な力学	1.5H			16:55~17:55	<修了試験>	1H	
	12:10~12:50	昼食（15H コース 12:20 より受付）		19H コース 及び 15H コース					
	12:50~13:50	クレーン等に関する知識	1H						
	13:50~14:00	休憩							
	14:00~15:00	関係法令	1H						
	15:00~15:10	休憩							
	15:10~16:10	<修了試験>	1H						

web 申込→



技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました
Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いしました

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください

戸籍上の名前が神戸太郎で、旧姓を使用した名前が兵庫太郎の場合の記載例:

神戸太郎（兵庫太郎）

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合: 戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合: 住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。